

平成 31 年三重県議会定例会
総務地域連携常任委員会説明資料
目 次

◎議案補充説明

- 1 議案第 23 号
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を
改正する条例案について ······ 1

◎所管事項

- 1 「平成 30 年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における
事務事業等の見直しについて ······ 5
- 2 木曽岬干拓地の都市的利用について ······ 9
- 3 移住促進の取組について ······ 13
- 4 三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組について ······ 23
- 5 「第 2 次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について ······ 27
- 6 南部地域活性化の取組について ······ 31
- 7 審議会等の審議状況について（報告） ······ 33

○別冊資料

（別冊 1）「第 2 次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案

平成 31 年 3 月 6 日
地域連携部

(議案補充説明)

1 議案第23号 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所等）を利用できる事務は、住民基本台帳法で定められている事務と、都道府県が条例で定める事務とされています。

本県では、平成23年4月に「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」を制定し、住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務を独自に定めています。

このたび、本人確認情報を利用したいという要望が担当部署からあったため、条例を改正し、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を新たに追加し、さらなる行政手続における住民の利便性の向上や行政事務の効率化を図ろうとするものです。

2 改正内容

本人確認情報を利用及び提供できる事務に次の事務を追加します。

- ① 三重県心身障害者扶養共済条例に基づく年金の加入及び支給に関する事務
- ② 三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則に基づく修学資金の貸与に係る債権の管理に関する事務
- ③ 三重県医師修学資金貸与規則に基づく修学資金の貸与に係る債権の管理に関する事務
- ④ 旧三重県高等学校等進学奨励金の貸与に関する規則に基づく進学奨励金の貸与に係る債権の回収に関する事務
- ⑤ 旧三重県大学等進学資金貸付けに関する規則に基づく進学資金の貸付けに係る債権の回収に関する事務
- ⑥ 道路交通法の規定による放置違反金等の徴収に関する事務

3 施行日

平成31年4月1日

議案第二十三号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例
の一部を改正する条例案

右 提出する。

平成三十一年二月十四日

三重県知事 鈴木英敬
住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年三重県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改訂する。

別表第二（第四条関係）	改	正	後	改	正	前
	（略）	（略）		（略）	（略）	
九 三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重県条例第十号）に基づく年金の加入及び支給に関する事務であつて規則で定めるもの				九 三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重県条例第十号）第二十二条第五項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの		
十 三重県保健師助産師看護師等修学資金貸与規則（昭和三十七年三重県規則第八十九号の二）に基づく修学資金の貸与に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの				十 三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重県条例第十号）第二十二条第五項の規定による届出に関する事務であつて規則で定めるもの		
十一 三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）に基づく修学資金の貸与に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの				十一 三重県医師修学資金貸与規則（平成十六年三重県規則第十一号）に基づく修学資金の貸与に係る債権の管理に関する事務であつて規則で定めるもの		
別表第三（第五条関係）	事務	事務	事務	別表第三（第五条関係）	事務	事務
会 教 育 委 員 会 教 育 委 員	関 知 事 以 外 の 執 行 機	三 重 県 高 等 学 校 等 修 学 奨 学 金 の 貸 与 に 關 す る 規 則 （ 平 成 十 四 年 三 重 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 六 号 ） に 基 づ く 修 学 奖 学 金 の 貸 与 に 係 する 債 権 の 回 収 に 關 す る 事 務 あ つ て 規 則 で 定 め る も の	三 重 県 高 等 学 校 等 修 学 奖 学 金 の 貸 与 に 關 す る 規 則 （ 平 成 十 六 号 ） に 基 づ く 修 学 奖 学 金 の 貸 与 に 係 する 債 権 の 回 収 に 關 す る 事 務 あ つ て 規 則 で 定 め る も の			

教育委員会	教育委員会	三重県高等学校等修学資金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）に基づく修学奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定め
三重県高等学校等修学資金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）に基づく修学奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定め	三重県高等学校等修学資金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）に基づく修学奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であつて規則で定め	

るもの

三 三重県高等学校等進学
奨励金の貸与に関する規
則を廃止する規則(平成十
四年三重県教育委員会規
則第十五号)による廃止前
の三重県高等学校等進学
奨励金の貸与に関する規
則(昭和五十七年三重県教
育委員会規則第十八号)に
基づく進学奨励金の貸与
に係る債権の回収に関す
る事務であつて規則で定
めるもの

三 三重県大学等進学資金
貸付けに関する規則を廃
止する規則(平成十四年

三重県教育委員会規則第
十七号)による廃止前の
三重県大学等進学資金貸
付けに関する規則(平成
七年三重県教育委員会規
則第十二号)に基づく進
学資金の貸付けに係る債
権の回収に関する事務で
あつて規則で定めるもの

監査委員

(略)

会
公
安
委
員
道
路
交
通
法
(昭
和
三
十五
年
法
律
第
百
五
号)
第
五
十一
条
の
四
の
規
定
に
よ
る
放
置
違
反
金
等
の
徵
收
に
関
す
る
事
務
で
あ
つ
て
規
則
で
定
め
る
も
の

監査委員

(略)

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案理由

住民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、本人確認情報を利用及び提供できる事務について改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

1 「平成30年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における事務事業等の見直しについて

「三重県財政の健全化に向けた集中取組」に記載の、「事務事業の見直し」、「県単独補助金の見直し」及び「県有施設の見直し」のうち、地域連携部所管分は以下のとおりです。

【事務事業】

(1) 平成29年度の見直し

No.	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	(単位:千円)	
							差額 (H29-H28)	所管部局 名
1	宮川流域圏づくり推進事業費	これまで県委託事業として、宮川流域圏づくりの広域的な情報発信を強化してきたが、ソーシャルネットワークサービスなど、費用をかけずに効果的に情報発信する手法の活用をさらに進めていくことで、県委託事業は平成28年度をもって廃止する。	4,327	3,067			▲ 1,260	地域連携部
2	地域スポーツ推進事業費 (総合型クラブ支援事業)	総合型クラブ支援事業(メディカルサポート、トップチーム活用)については、事業に一定の成果が得られたと考えられることから、平成28年度をもって廃止する。	1,003	0			▲ 1,003	地域連携部 スポーツ推進局
3	スポーツを通じた地域の活性化支援事業費 (みえのスポーツ・まちづくり推進事業)	みえのスポーツ・まちづくり推進事業については、一定の成果が得られたことを踏まえ、専門家からの意見聴取の方法を別途検討することとし、平成28年度をもって休止する。	945	0			▲ 945	地域連携部 スポーツ推進局
	(1)小計		6,275	3,067			▲ 3,208	

(2) 平成29年度から平成31年度における見直し

No.	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	(単位:千円)	
							差額 (H31-H28)	所管部局 名
1	情報ネットワーク維持管理費	地域の情報化を推進するため、県が整備し、民間事業者に提供してきた「県有光ファイバーケーブル事業」については、県が主体となって事業を継続する必要性が低下していることから、平成30年度をもって事業を終了し、当該ケーブルを売却するための調整を進める。	5,580	5,875	5,875	0	▲ 5,580	地域連携部
	(2)小計		5,580	5,875	5,875	0	▲ 5,580	

集中取組期間における効果額 (1)+(2)	▲ 8,788
--------------------------	---------

【県単補助金】

(1)平成29年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H29-H28)	所管部局 名
1	地域づくり支援 補助金	創設から8年が経過し、地方創生など、新たな枠組みでの取組も進んできたことから、平成28年度をもって廃止する。	5,000	0			▲ 5,000	地域連携部
2	各種社会体育 大会補助金 (全日本中学生 ソフトテニス大 会)	伊勢市での全日本中学生ソフトテニス大会の開催は、地元に定着し補助金の目的は達していると考えられることから、平成28年度をもって廃止する。	100	0			▲ 100	地域連携部 スポーツ 推進局
	(1)小計		5,100	0			▲ 5,100	

(2)平成30年度の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成28年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H30-H28)	所管部局 名
1	ふるさと納税 南部まるごと発 信 事業費補助金	ふるさと納税を活用した産業振興等に取り組むことで一定の成果が得られたことから廃止する。 なお、平成30年度以降は、これまでの成果も踏まえ、引き続き産業振興等の取組を行うことで、南部地域の活性化を推進する。	4,000	4,000	0		▲ 4,000	地域連携部 南部地 域活性 化局
	(2)小計		4,000	4,000	0		▲ 4,000	

集中取組期間における効果額 (1)+(2)	▲ 9,100
--------------------------	---------

(3)2020年度以降の見直し

(単位:千円)

No	細事業名 ()内は細々事業名	見直しの内容(方向性)	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 予算額	差額 (H31-H28)	所管部局 名
1	移動通信用鉄 塔施設整備事 業費補助金	携帯電話不通話地域の解消に向けて、市町が整備する移動通信用鉄塔施設に補助するものであり、平成29年度は熊野市、平成30年度は松阪市に交付した。今後、平成31年度の要望調査(隔年実施)等に基づき、地域の必要性を踏まえた上で、2020年度以降の見直しを検討する。	0	1,070	1,104	0	0	地域連携部
	(5)小計		0	1,070	1,104	0	0	

【県有施設】

No	施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 旧三重ソフトウェアセンター社屋 <四日市市管理>	<p>【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。</p> <p>当該施設は、(株)三重ソフトウェアセンターの社屋として平成5年に建設されたものであるが、平成20年に同社を解散した後は、企業等向けに事務所等の貸付を行っている。</p> <p>施設の稼働率が低迷していること、施設の大規模改修の可能性があることから、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>『鈴鹿山麓リサーチパーク全体』 【経過】 ・部内で課題を整理し、対応策を検討 ・リサーチパーク連絡調整会議の開催 ・限定されている用途の拡大に向けて四日市市と協議 ・庁内情報共有会議の開催</p> <p>【課題】 ・用途拡大の方向性及び関係者の合意 ・市における地元との調整</p> <p>【今後の予定】 ・H31.2～ 四日市市と協議 ・H31.3 リサーチパーク連絡調整会議 四日市市に拡大する用途の方向性を確認 用途拡大に向けた事務手続き ・H31.4～ 見直しの方向性案を議会で説明</p> <p>『旧三重ソフトウェアセンター社屋』 【経過】 ・部内で課題を整理し、対応策を検討中 ・入居企業の状況についての情報共有 ・入居希望者の意向確認開始</p> <p>【課題】 社屋が存在している鈴鹿山麓リサーチパーク全体の方についての議論を踏まえて、本施設見直しの方向性を定める検討が必要</p> <p>【今後の予定】 ・H31.2～ 四日市市と協議 ・H32.2 見直しの方向性案を議会で説明</p>	地域連携部
2	ゆめドームうえの <指定管理>	<p>【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。</p> <p>当該施設は、平成9年に建設された屋内体育施設である。</p> <p>県有施設としては広域利用が前提となるが、一部の施設の利用者は伊賀市内の居住者が多くを占めていること、維持管理に多額の費用を要していること、今後、多額の改修費用が見込まれることから、一層の広域での利用促進と維持管理費用の削減も含め、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】 ・部内で利用実績や課題を整理し、対応策を検討中 ・利用実績等を踏まえ、見直しの方向性の検討に向けて、部内で論点を整理</p> <p>【課題】 対応案の検討とそれぞれのメリット、デメリットの洗い出し、コスト比較</p> <p>【今後の予定】 ・H31.2～ 伊賀市と協議 ・H32.2 見直しの方向性案を議会で説明</p>	地域連携部

No	施設名	見直しの方向性	平成30年2月19日全員協議会以降の調整経過、課題、今後の予定など	所管部局名
3	三重交通G スポーツの杜 伊勢(体育館) <指定管理>	<p>【継続検討】 平成33年度の三重とこわか国体終了後に方向性を定める。</p> <p>当該施設は、三重交通G スポーツの杜 伊勢(三重県営総合競技場)内における体育館施設として、メインアリーナ(昭和39年)及びサブアリーナ(昭和47年)が建設された。</p> <p>ともに老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、三重交通G スポーツの杜鈴鹿には県営体育馆が、近隣には体育馆機能を有した県営サンアリーナが存在することから、今後の県営体育馆のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】 ・部内で課題を整理し、対応策を検討 ・見直しの方向性の検討に向けて、部内で論点を整理</p> <p>【課題】 ・現状分析を行ったうえでスポーツ推進の拠点施設としてのあり方を整理</p> <p>【今後の予定】 ・H31.2～ 課題の検討、地元市町との協議 ・H34.2 見直しの方向性案を議会で説明</p>	地域連携部
4	三重県営松阪野球場 <指定管理>	<p>【継続検討】 平成31年度末までに方向性を定める。</p> <p>当該施設は、昭和50年に建設された。</p> <p>老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、県内の主要な市営球場と比較して広域性がより高いとは認められないことなどから、今後の県営野球場のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】 ・部内で課題を整理し、対応策を検討 ・見直しの方向性の検討に向けて、部内で論点を整理 ・松阪市と協議</p> <p>【課題】 ・スポーツ推進の拠点施設としてのあり方を整理</p> <p>【今後の予定】 ・H31.2～ 課題の検討、松阪市と協議 ・H32.2 見直しの方向性案を議会で説明</p>	地域連携部

2 木曽岬干拓地の都市的土地区画整理事業について

木曽岬干拓地については、平成 26 年度に策定した、「木曽岬干拓地土地利用計画」に基づき干拓地の利活用に向けた取組を進めています。

伊勢湾岸自動車道より北側では、平成 25 年に「わんぱく原っぱ」(第 1 期)、平成 27 年に「わんぱく原っぱ」(第 2 期) の供用を始めるなど、公共利用を図っています。

今年度は、公共利用の期限が経過した「わんぱく原っぱ」(第 1 期)について、都市的土地区画整理事業を図るため、平成 31 年 2 月 4 日から企業募集の受付を開始しました。

1 企業募集について

(1) 分譲地住所

三重県桑名郡木曽岬町新輪（しんわ）

木曽岬干拓地わんぱく原っぱ（第 1 期）約 12ha

(2) 土地価格

基準地で 1 m²あたり 22,000 円

（分譲箇所および面積により変動があります。）

(3) 主な募集条件

- 木曽岬町が策定した「木曽岬干拓地北部地区計画」に適合する、工業系の事業者が立地可能（ただし、廃棄物処理及び清掃に関する法律の「処理業の許可」、若しくは自動車リサイクル法の許可を必要とする業種は除く）
- 区画割は企業の希望に柔軟に対応することができる「オーダーメイド方式」
- 売買を原則とするが、大区画かつ長期間利用であれば賃貸も可能
- 土地売買（賃貸借）契約後、5 年以内の操業開始
- 操業開始後 10 年間は事業継続

(4) 募集手続

- 県が立地希望企業から受付票を受理し、受付順を決定
(受付順は先着順を基本とするが、受付開始日受付分に限り、後日、抽選の上、決定)
- 受付順に企業が立地希望箇所を選定
- 企業は分譲の希望箇所について、県に分譲申込書を提出
- 県において申込内容等を審査のうえ、分譲決定
- 県と町及び立地企業の間で立地協定を締結

2 企業の受付状況について

受付開始以降、2月末日までに7社からの受付票提出があり、その内訳は製造業4社、物流業1社、建設業1社、建築設計施工・不動産業1社となっています。

3 今後の進め方について

木曽岬町及び関係部局と連携を図り、企業への説明等を丁寧に行い、企業立地に向け取り組み、立地協定締結につながるよう、手続きを進めていきます。



木曽岬干拓地工業用地 第1期分譲

分譲価格 18,200~22,800円/m²

(法面の有無や土地の形状により価格は変動します)

先着順受付



所在地

位置図



周辺図

Point!!

◎恵まれた立地

- ・名古屋港鍋田埠頭に隣接！

◎良好な交通アクセス

- ・伊勢湾岸自動車道及び東名阪自動車道の最寄I.Cまで、30分以内

◎企業ニーズに応じた自由な区画割と全体で40haを超える分譲予定地

- ・約5mの盛土を行い、TP+4.5mの地盤高を確保

- ・周囲は堤防で囲まれ、市街地から一定の離隔を確保

高速道路	
伊勢湾岸自動車道 弥富木曽岬I.C	東名阪自動車道 弥富I.C

港 湾	
名古屋港 鍋田埠頭	四日市港

空港	
中部国際 空港	名古屋 空港

鉄道	
J R 名古屋駅	近鉄 弥富駅

11km
↓
22分

14km
↓
28分

13km
↓
25分

15km
↓
30分

46km
↓
60分

44km
↓
60分

25km
↓
50分

10km
↓
20分

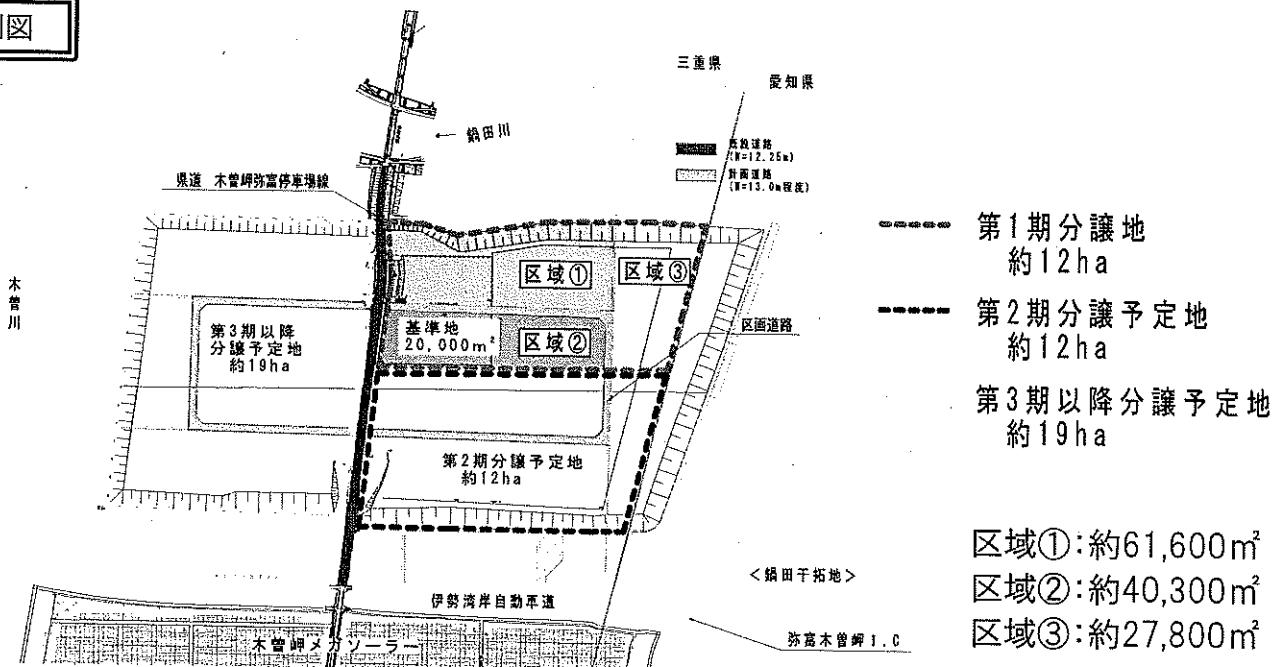
木曽岬干拓地工業用地

11

工業用地の概要

- 所 在 地：三重県桑名郡木曽岬町新輪
- 現 況：雑種地（地盤高 TP+4.5m）
- 分 賦 面 積：約12ha
- 都巿計画区域：桑名都市計画区域・市街化調整区域
- 用 途 地 域：工業系の地区計画策定済
- 建 築 基 準：建ぺい率 60% 容積率 200%
- 農業振興地域：指定なし
- 騒 音 規 制：昼間 55dB 夜間 50dB } 朝・昼・夜（県条例）
- 振 動 規 制：昼間 65dB 夜間 60dB }
- 工 場 立 地 法：特定工場（敷地面積9,000m²以上、建築面積3,000m²以上）は木曽岬町に届出が必要

区画割図



区域①: 約61,600m²
区域②: 約40,300m²
区域③: 約27,800m²

分譲価格

基準地 (20,000m²)において、22,000円/m²

分譲箇所及び分譲面積に応じて、次の指標を乗じて分譲価格を算出します。

●区域別相対価格比指標 (%)

区域①: 92.5%、区域②: 100.0%、区域③: 82.755%

●売却規模別相対価格比指標 (%)

1ha未満: 103.5%、1ha以上5ha未満: 100%、5ha以上10ha未満: 93.5%、10ha以上: 89%

●分譲価格の算定方法

分譲価格(円) = 分譲面積(m²) × 22,000円/m² × 区域別相対価格比指標 (%) × 売却規模別相対価格比指標 (%)

優遇制度

(要件を満たせば、次の優遇制度の対象となります)

(1) 工場立地法第4条の2第1項に基づく、「工場立地法の特例」を受けることができます。

環境施設面積率が10%、緑地面積率が5%まで低減されます。

(2) 地域未来投資促進法第25条に基づく、「地方税の課税免除」を受けることができます。

固定資産税が3年間免除されます。

(3) 生産性向上特別措置法第29条に基づく、「課税の特例」を受けることができます。

償却資産に係る固定資産税が平成30年度～平成32年度まで減免されます。

(4) 三重県独自の優遇制度に基づく補助金の交付申請も可能です。

詳細については、「三重県企業立地ガイド」でご確認いただくとともに、三重県雇用経済部企業誘致推進課までお問合せください。

お問合せ先

三重県地域連携部 水資源・地域プロモーション課 電話: 059-224-2419
木曽岬町役場 総務政策課 電話: 0567-68-6100

E-mail: shigen@pref.mie.jp
E-mail: seisaku@town.kisosaki.mie.jp

※詳細は「募集要項」をご確認ください。

3 移住促進の取組について

移住の促進については、首都圏における移住に関する相談にワンストップで対応する常設の窓口として開設した「ええとこやんか三重 移住相談センター」や大阪・名古屋での移住相談デスク、移住相談会等において、住まいや仕事、医療、子育て、教育など移住希望者のニーズに応じた情報提供・発信やきめ細かな相談対応を行っています。

こうした取組により、平成31年1月末までに、1,210件（前年同期1,126件：約7%増）の移住相談があり、空き家バンクや空き家リノベーション事業など県および市町の施策を利用した県外からの移住者数は、238人（前年同期214人：約11%増）となっています。

平成30年度の取組

1 ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立

(1) 首都圏における相談体制

移住相談センターにおいて、移住相談アドバイザー、就職相談アドバイザー（雇用経済部）、県職員の3名体制で対応しています。

また、常設の相談窓口に加えて、市町参加型テーマ別移住相談セミナー（8回）、起業相談デスク（4回）、U・Iターン就職セミナー（4回）を実施しました。

(2) 関西圏における移住相談体制

「大阪ふるさと暮らし情報センター」（シティプラザ大阪）内に情報発信拠点を設置するとともに、月1回の移住相談デスク（12回）や、市町の移住担当者も参加する移住相談会（4回）を実施しました。

(3) 中京圏における移住相談体制

月1回の移住相談デスク（12回）を実施するとともに、市町の移住担当者も参加する移住相談会（1回）を実施しました。

2 総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成

全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、首都圏において三重での「暮らし方」の魅力を感じてもらう県単独フェアや、関西圏において各市町や県が企画する現地訪問ツアー等をPRするためのプロモーションイベント・現地交流会を開催しました。

(1) 全国規模の移住フェア等の出展（首都圏3回、関西圏2回）

(2) 他県との広域連携による移住プロモーション（首都圏4回）

(3) 県単独フェア

首都圏在住の20代～40代の若年層を主なターゲットとして、「仕事」や「生活環境」などの情報を一堂に集めて、三重での「暮らし方」の魅力を感じてもらう県単独フェア「三重の暮らしの見本市」を東京で開催しました。（来場者：82組）

(4) 現地訪問ツアーやPRするための移住促進イベント

参加市町の「ヒト・コト・モノ」などの特色や現地での交流会を紹介したのち、ワークショップで参加者と担当者とのつながりを作り、現地訪問に誘導する移住促進イベント「“meets”三重」を京都と大阪で開催しました。(参加者：京都16組、大阪10組)

(5) 現地交流会

京都、大阪の移住促進イベントに参加した方を主な対象とした、現地交流会を多気町及び熊野市で実施しました。

(参加者：多気町6組、熊野市2組)

3 移住者を受け入れる地域の体制の整備

(1) 「ええとこやんか三重」県と市町の移住促進検討会議（5回開催）

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に、移住に関する全県の検討会議を設置して、県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化を図り、各市町における取組、移住相談事例などの共有や移住者受入体制にかかる課題について意見交換を行うとともに、就労情報の提供や情報発信の方法について市町担当者の研修等を実施しました。

(2) 市町における移住相談体制の整備状況

平成30年10月に県内すべての市町において移住相談窓口が設置されました。また、多くの市町で空き家バンクや移住体験事業、お試し住宅などの移住者の受入体制の整備が進められています。

	(H27度当初)	(H30度当初)	(H31.2現在)
相談窓口設置	13市町	→ 26市町	→ 29市町
空き家バンク開設	12市町	→ 22市町	→ 23市町
体験ツアー実施	7市町	→ 14市町	→ 15市町
お試し住宅整備	2市町	→ 7市町	→ 8市町

平成31年度の取組

平成30年度は、1月末現在で相談者数、移住者数ともに前年同期より増加し、市町の受入体制の整備も順調に進んできました。

平成31年度も引き続き、「ええとこやんか三重 移住相談センター」を中心に、きめ細かな相談対応を行っていきます。

また、新たに、市町や関係団体、企業等さまざまな主体と連携・協力し、移住希望者が地域の現状を知ったうえで課題解決のためのプランを提案する場をつくることなどにより、起業や新規就農など仕事を通じた自己実現を重視する若者と地域の思いをつなぐきっかけづくりに取り組みます。

<取組のスキーム>

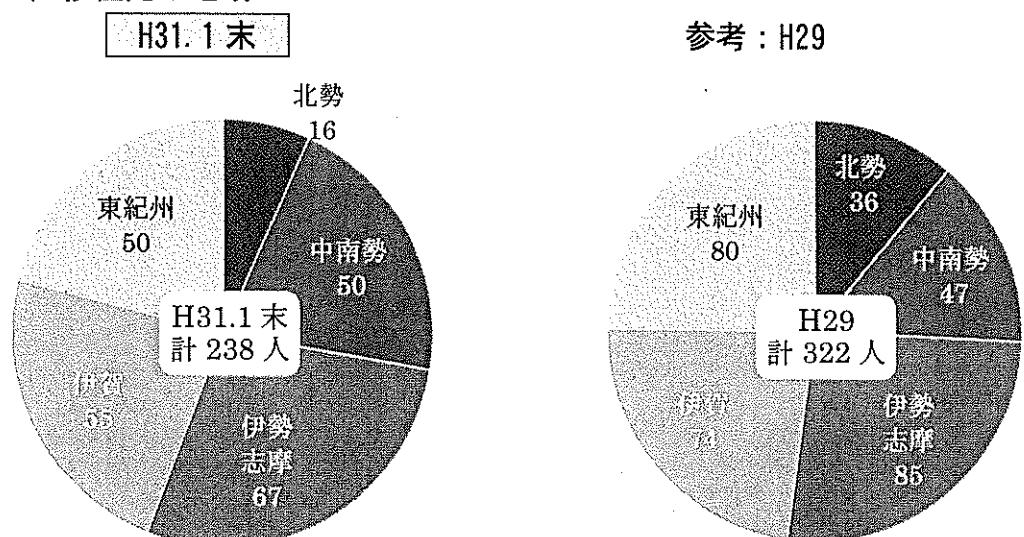
- ・起業、就農などの思いを実現した移住者のロールモデルを発信
- ・担い手を求める地域のニーズ等を知る「スタートアップゼミ」の開催
- ・地域の人と交流し、課題と現状を知る「フィールドワーク」の実施
- ・地域の課題解決のためのプランを提案する交流会の開催

県および市町の施策を利用した県外からの移住者の内訳

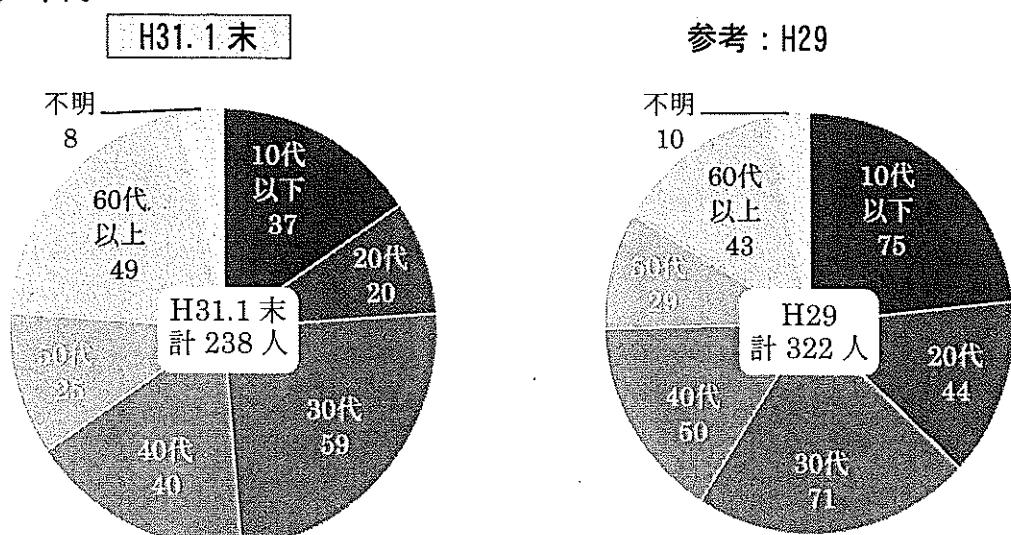
移住者数 238人 平成31年1月末現在

H31.1末			参考(H29)		
項目	移住者数	割合	移住者数	割合	
内 訳	空き家バンク	81人	34.0%	84人	26.1%
	市町の補助・助成制度利用	54人	22.7%	93人	28.9%
	市町移住相談窓口利用	44人	18.5%	52人	16.1%
	その他各市町施策	5人	2.1%	8人	2.5%
	空き家リノベーション事業	10人	4.2%	13人	4.0%
	地域おこし協力隊(任期終了)	14人	5.9%	7人	2.2%
	農業次世代人材投資資金 (旧青年就農給付金)	4人	1.7%	17人	5.3%
	その他県施策	26人	10.9%	48人	14.9%
合計		238人	-	322人	-

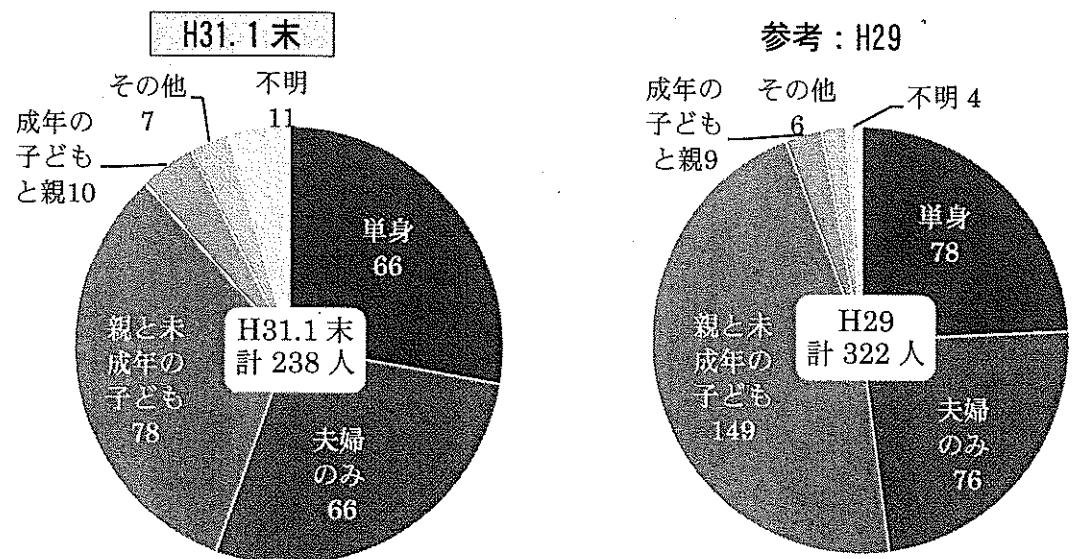
(1) 移住先の地域



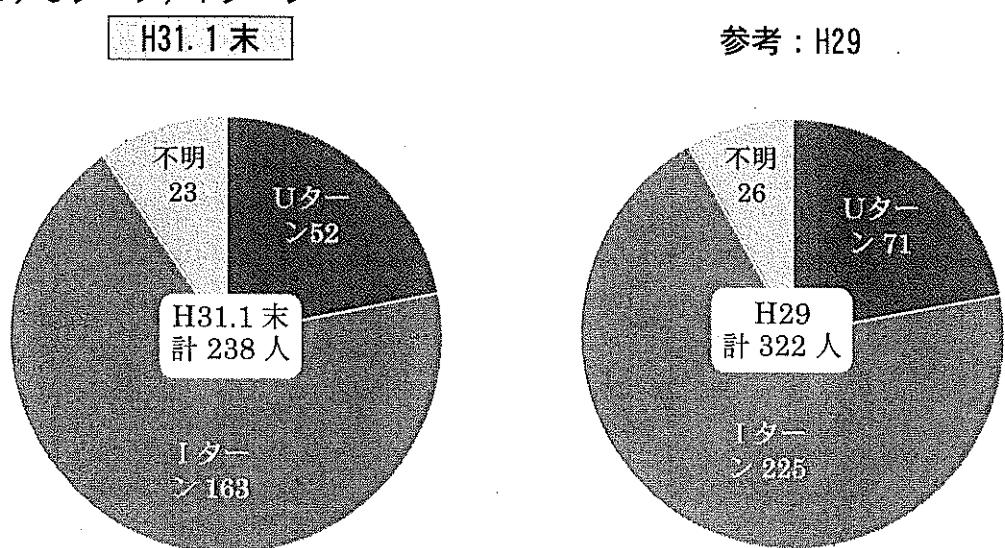
(2) 年代



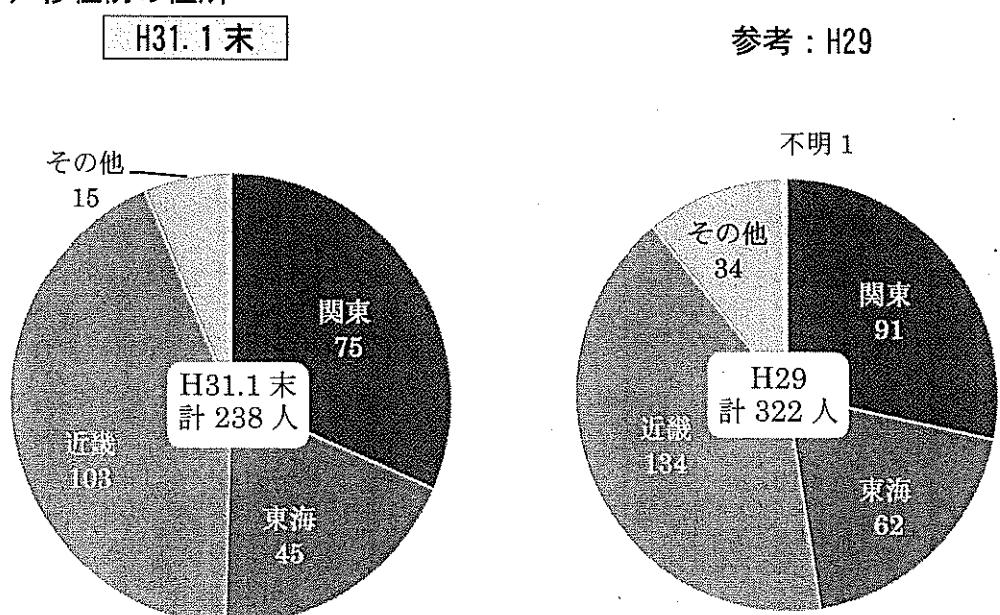
(3) 家族構成



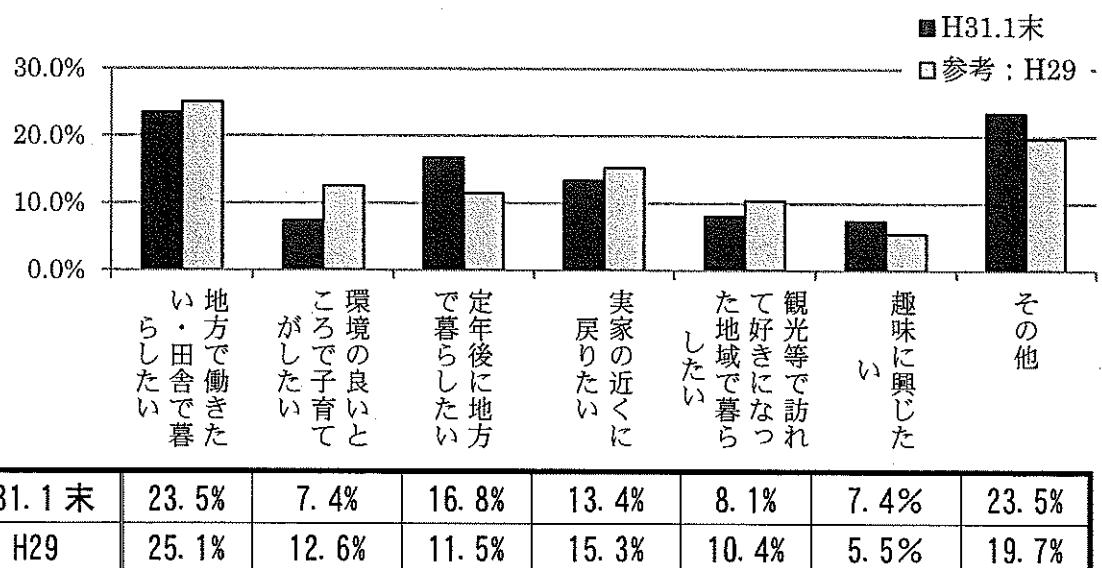
(4) Uターン／Iターン



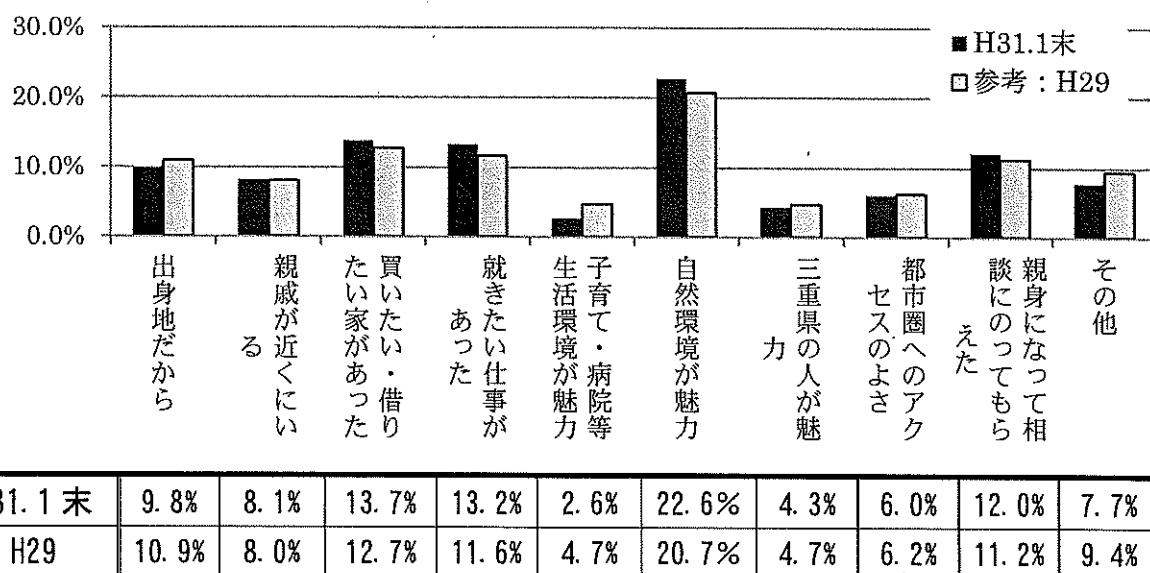
(5) 移住前の住所



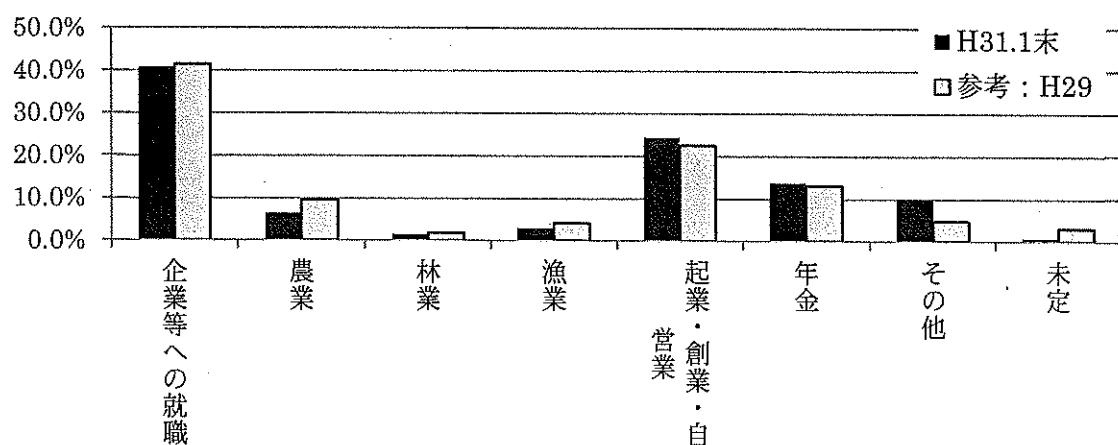
(6) 移住のきっかけ（複数回答有 延べ H31.1末：149件、H29：183件）



(7) 三重県に決めた理由（複数回答有 延べ H31.1末：234件、H29：276件）



(8) 移住後の生活基盤（複数回答有 延べ H31.1末：140件、H29：169件）

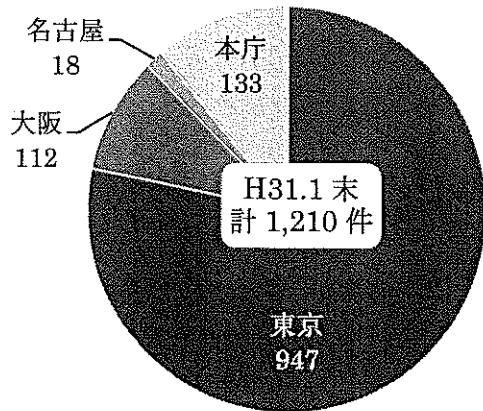


移住相談の状況

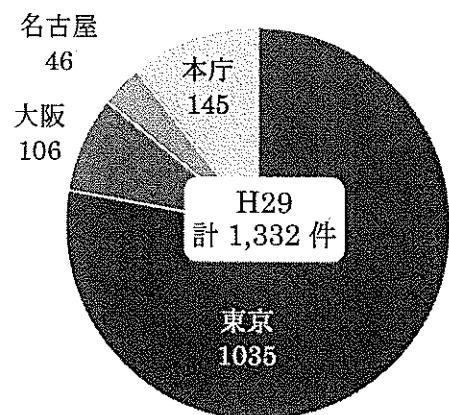
相談件数 1,210 件 平成 31 年 1 月末現在

(1) 受付場所

H31. 1 末

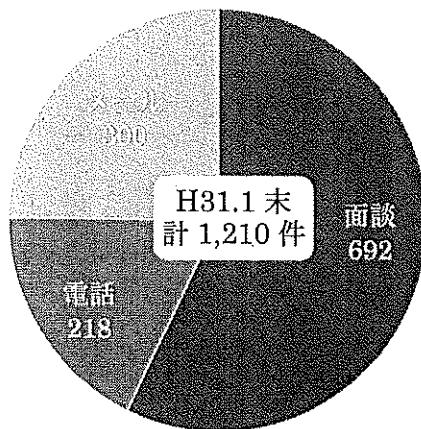


参考 : H29

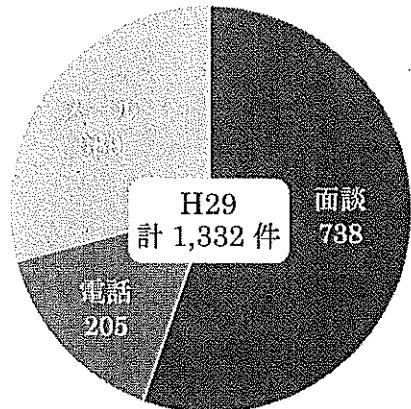


(2) 相談方法

H31. 1 末

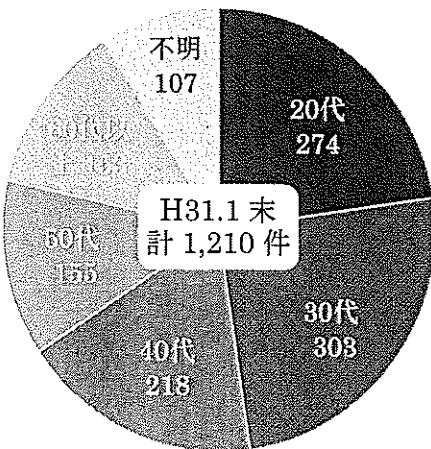


参考 : H29

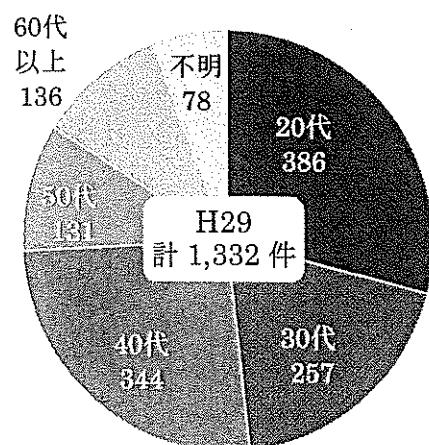


(3) 年代

H31. 1 末

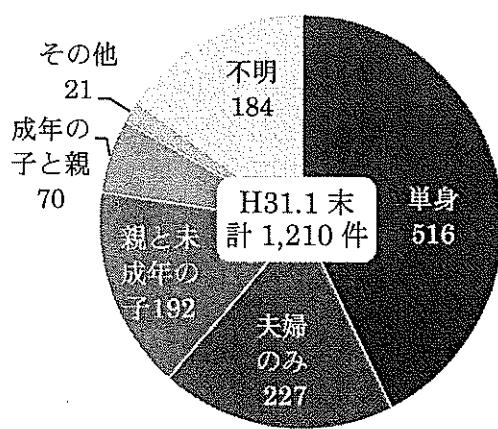


参考 : H29

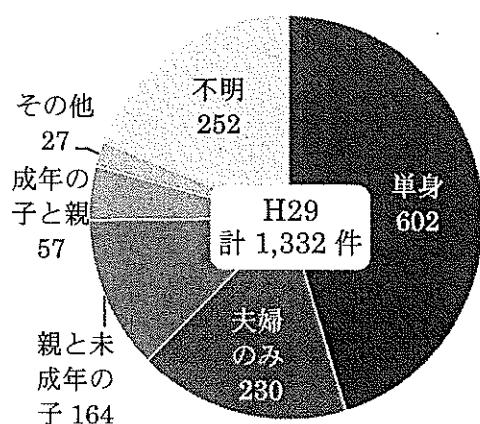


(4) 家族構成

H31.1末

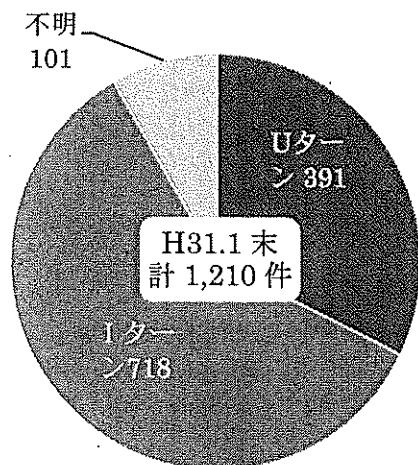


参考 : H29

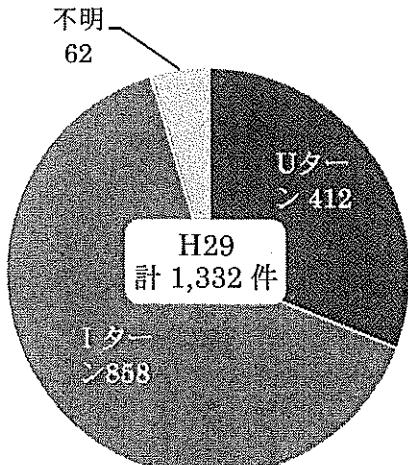


(5) Uターン／Iターン

H31.1末

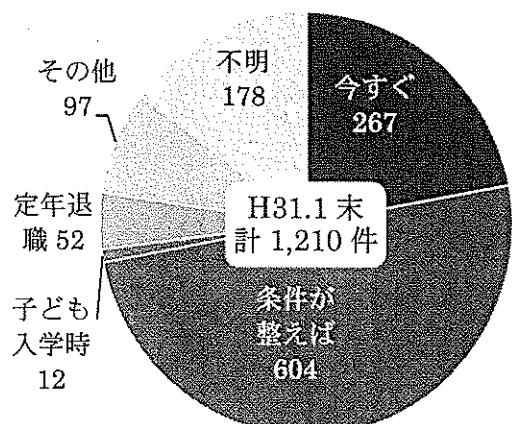


参考 : H29

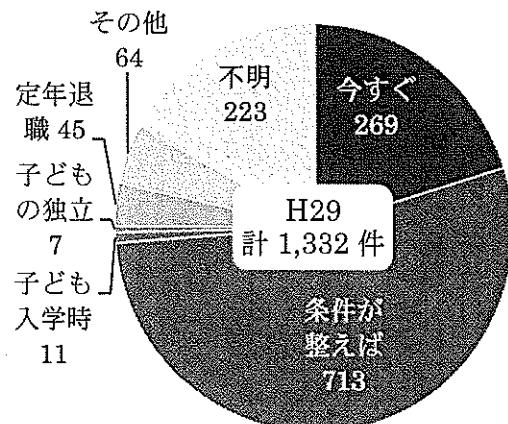


(6) 移住希望時期

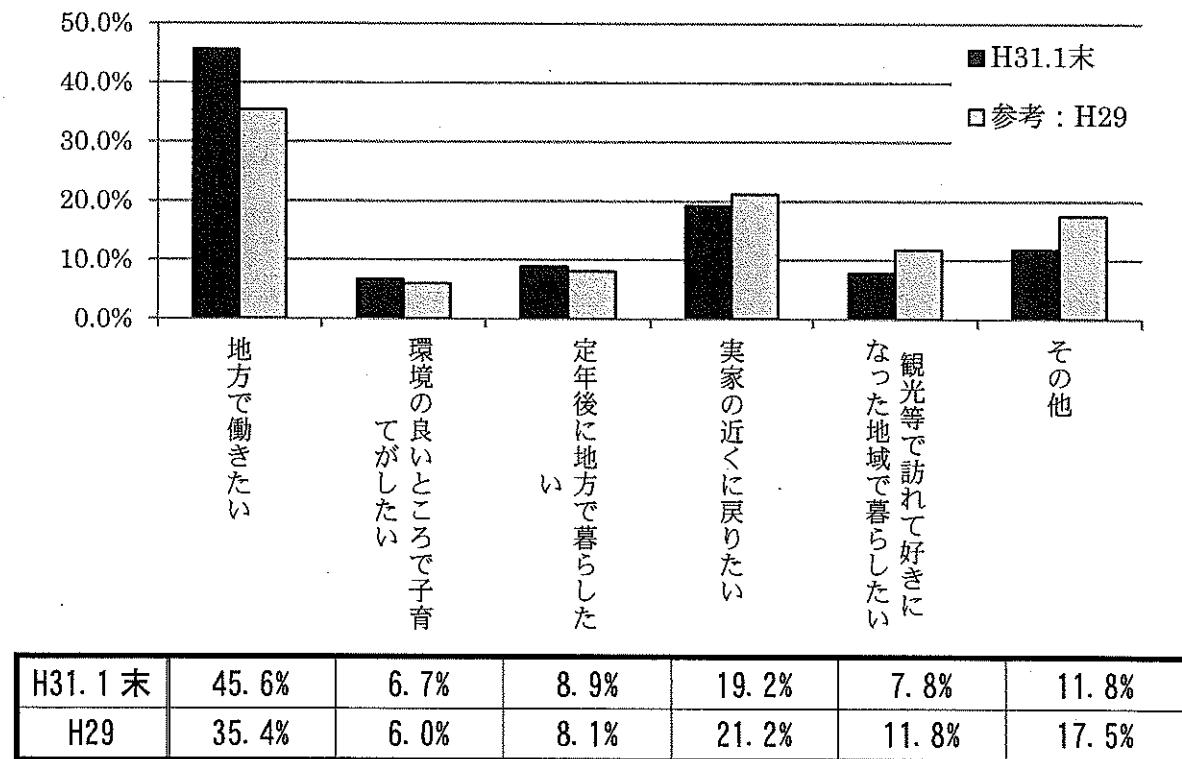
H31.1末



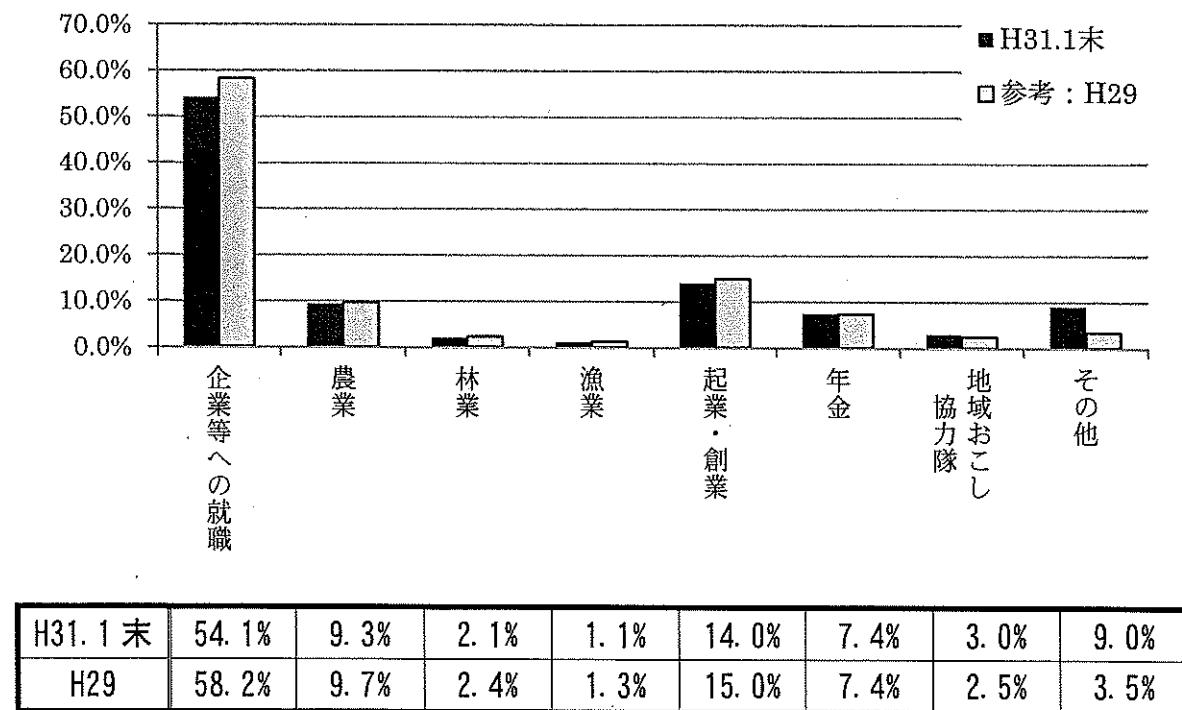
参考 : H29



(7) 相談のきっかけ（複数回答有 延べ H31.1末:1,400件、H29:1,573件）



(8) 移住先での生活基盤（複数回答有 延べ H31.1末:1,350件、H29:1,551件）



}

4 三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けた取組について

三重とこわか国体については、昨年12月に競技別会期が決定されるとともに、市町実行委員会も順次設置されてきています。また、三重とこわか大会についても、競技会場のバリアフリー調査を行うなど、着実に準備を進めています。

両大会の開催2年前となる平成31年度は、引き続き、市町や各競技団体等と連携し、開催準備を加速するとともに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得を確実なものとするため、競技力の効果的な強化対策に取り組みます。

1 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備状況

(1) 広報、とこわか運動（県民運動）の展開

県民の皆さんのが、両大会に「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持っていただけけるよう、市町等と連携したイベントの開催、県民の主体的な取組であるとこわか運動の促進などに取り組んでいます。また、とこわかダンスについては、学校等を中心に普及を進めており、ダンスを習った学校では運動会で披露する等地域への周知につながってきています。

平成31年度は、引き続き、市町や広報ボランティアと連携し、700日前等の節目を生かしたイベントの実施、とこわか運動の促進、とこわかダンスの普及に取り組むとともに、両大会の運営に係るボランティアの募集を開始し、県民の皆さんのが両大会への参加意識を醸成していきます。

(2) 開・閉会式の式典内容の検討

両大会における開・閉会式の式典内容については、音楽、歴史、文化等の有識者で構成する式典専門委員会で検討を進めています。

今年度は、三重らしさを感じられる式典の実施に向けて、式典のコンセプトや演技等にかかる基本的な考え方について議論を進めており、これらを式典基本計画としてとりまとめていきます。平成31年度以降は、この計画に基づき、式典構成やプログラム、演技内容や式典音楽等より具体的な項目について検討していくこととしています。

(3) 宿泊、輸送・交通対策の取組

宿泊対策については、効率的かつ円滑な業務遂行と経費節減を図るために、県と市町が一体となって宿泊施設の一元管理・配宿を行う「合同配宿実施方針」を策定しました。今後、この方針に基づき、宿泊施設の設備や料金等の調査結果も踏まえ、市町や関係団体等と連携し、宿泊施設の確保に取り組んでいきます。

輸送・交通対策については、関係機関と協議しながら、開・閉会式会場となる「三重交通G スポーツの杜 伊勢 陸上競技場」周辺の交通状況を反映した交通シミュレーションを行うとともに、パーク&バスライド方式による遠隔地駐車場などについて検討しています。平成31年度はこれらをもとに輸送計画の骨子案をまとめ、以後、より詳細な輸送計画を策定していきます。

(4) 三重とこわか大会におけるバリアフリー対策

三重とこわか大会の各競技会場において、参加するすべての人が安全で快適に大会を楽しむことができるよう、バリアフリー調査を行いました。

調査の結果、施設の段差など配慮すべき事項が確認できたことから、平成31年度から実施する会場仮設整備設計等において、仮設スロープ、注意喚起表示の設置などの具体的な対応策を検討していきます。

(5) 三重とこわか大会で実施するオープン競技

三重とこわか大会では、正式競技（14競技）以外で、広く障がい者スポーツを普及する観点から公募を行った結果、「スポーツ吹矢」及び「ハンザクラスセーリング」の2競技の応募がありました。

今後、三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会常任委員会の審議を経て、中央主催者（（公財）日本障がい者スポーツ協会及び文部科学省）と協議し、開催を決定していきます。

競技名	主催団体	開催予定施設
スポーツ吹矢（※）	・三重県スポーツ吹矢協会（※） ・三重県スポーツ吹矢協会津支部	津市久居体育館
ハンザクラス セーリング	・三重県ヨット連盟 ・日本ハンザクラス協会 ・セイラビリティ三重	津ヨットハーバー

※ 2019年4月1日から、スポーツ吹矢は「スポーツウエルネス吹矢」に、三重県スポーツ吹矢協会は「三重県スポーツウエルネス吹矢協会」に名称変更されます。

2 競技力向上の取組

(1) 現状と課題

第73回国民体育大会 福井しあわせ元気国体での本県の競技成績は、天皇杯順位（男女総合成績）、皇后杯順位（女子総合成績）とも20位となり、昨年の天皇杯27位、皇后杯33位から躍進することができました。また、入賞件数も昨年度の70件から83件に増加しました。

本県選手団の活躍に手応えを感じることができましたが、目標の10位台にはあと一歩及びませんでした。

大会終了後、開催県として天皇杯・皇后杯を獲得した福井県の取組についてベンチマークを行うとともに、競技力向上対策本部の専門委員会等で協議、検討を行ったところ、少年種別では選手を成長させ安定的に力を発揮させるための指導者の養成が進んでいないこと、成年種別では全国レベルで戦い得る選手が不足していることなどの課題が明らかになっています。

(2) 今後の取組

○少年種別の強化

少年種別については、指導者を養成・確保するために今年度から全国初の取組として開始した、チームみえ・コーチアカデミーセンターの取組の一層の充実を図り、指導者の資質向上を図るとともに、チームの課題に応じて情報戦略、メンタルトレーナー、栄養指導などさまざまなサポートスタッフを派遣することで、チームの支援を強化します。

また、三重とこわか国体で選手となる年齢層（ターゲットエイジ）が、平成31年度から順次高校生となり、選手やチームの姿が明らかになってくることから、これらの選手やチームに的を絞った育成・強化を図ります。

○成年種別の強化

成年種別については、スカウト体制の充実を図るとともに、競技団体とより緊密に連携し、県内企業等の協力を得ながら、トップアスリートの県内定着を加速させます。

また、これらの選手をはじめとする本県の選手が活躍できるよう、選手やチームの力を見極めながら、競技用具や練習環境・競技環境の整備など、より効果が出る強化対策に取り組みます。

こうした対策を着実に進めることで、今年の茨城国体で、目標である天皇杯順位10位以内をめざすとともに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を確実なものとしていきます。

3 今後の取組方針

今後も引き続き、市町や競技団体等と連携し、三重とこわか国体における天皇杯・皇后杯の獲得に向けて、競技力向上の取組を加速するとともに、県民の皆さんとともに、オール三重で開催準備を進めていきます。

5 「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案について

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」については、平成30年12月11日の常任委員会でお示しした中間案を基に、同年12月から1月にかけて意見募集（パブリックコメント）を実施するとともに、市町、関係団体等への意見照会を行い、平成31年2月21日に開催された第4回三重県スポーツ審議会の審議を経て、最終案としてとりまとめました。

1 最終案の内容（中間案からの変更点）

（1）目標数値の変更

「推進施策1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実」の平成34（2022）年度の目標値について、平成30（2018）年度の実績値を受けて変更しました。

【目標項目】

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の体力合計点の全国との比較

○平成34年度目標数値 51.0⇒51.5 ※参考：平成30年度実績値 51.34

（2）パブリックコメント等の意見の反映

6名の方から73件の意見をいただきました。うち、「公立学校体育施設の開放」等、計画に取り入れることが可能であるもの16件について、計画に反映しました。

①項目別意見数

項目別意見数	意見数
第1章 計画の策定にあたって	18
第2章 推進施策の取組	—
推進施策1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実	9
推進施策2 地域におけるスポーツ活動の推進	9
推進施策3 競技力の向上	14
推進施策4 障がい者によるスポーツ活動の推進	5
推進施策5 スポーツを通じた地域の活性化	7
推進施策6 施設の整備等	4
推進施策7 大規模大会の開催を契機としたスポーツの推進	4
第3章 計画の実現に向けて	3
合 計	73

②対応区分

対応区分	件数
① 計画に反映するもの	14
② 計画に一部反映するもの	2
③ 既に反映しているもの	11
④ 計画への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの	23
⑤ 計画に反映することが困難なもの	6
⑥ その他（①～⑤に該当しないもの）	17
合 計	73

2 パブリックコメント等での主な意見と反映状況

(1) 修正等で最終案に反映した意見

パブリックコメント等での意見	反映状況・考え方
施策1 子どもの体力向上とスポーツ活動の充実 “（2）体育授業の充実”に関して、①から④の内容は子どもの発達過程順に並べるべきではないか。総論では幼児期の重要性を述べているのに、幼児の項目が最後に記載されている。	取組内容の順番を、子どもの発達過程順に並び替え、推進施策に反映させました。
施策6 施設の整備等 スポーツ基本法やスポーツ基本計画には、「学校施設の利用」について、明記されている。身近な場所でのスポーツ環境の整備はスポーツ実施率の向上、さらには競技力向上にもつながっていくため、「公立学校体育施設の開放」を明記した方が良い。	「公立学校体育施設の開放」について、新たに項目を設けました。

(2) その他の意見

パブリックコメント等での意見	反映状況・考え方
施策2 地域におけるスポーツ活動の推進 スポーツ実施率の底上げのためには、実施率が低い世代や性別への特化した対策を取るべきではない。人口の多い退職世代に幅広く実施させることが必要。	年齢や性別に関係なく、誰もが運動・スポーツに親しむことができるよう取り組むとともに、運動・スポーツ実施率が低い世代や性別への対策を重点的に行います。
施策2 地域におけるスポーツ活動の推進 運動・スポーツという表現が見られるが、単独の運動やスポーツとの意味に違いはあるのか。定義などあれば示していただきたい。	「運動・スポーツ」は、「日常的に体を動かす一駅歩きや散歩等も含んだ運動とスポーツ」という意図を強調したい場合に使っています。ただし、定義については明確なものはありませんので計画には明記しません。
施策4 障がい者によるスポーツ活動の推進 推進施策4の目標として“障がい者スポーツに関心がある県民の割合”としているが、目標値が低い。70%を目標にめざしていくべきでは。	東京パラリンピックを控え、障がい者スポーツの啓発に積極的に取り組んでいる東京都の数値を参考に設定しました。
施策5 スポーツを通じた地域の活性化 東京オリンピック・パラリンピックの後には大阪万博の開催が控えており、スポーツ熱は冷めてしまう。また、マスコミの報道も万博にシフトしていく中で、平成29年からの5年間をスポーツ推進の好機として位置付けるべきではない。	三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめとした大規模大会の開催を一過性のものとせず、スポーツへの関心を継続させ、スポーツを通じた人づくり、地域づくりにつなげていくことが重要です。そのため、この期間を「みえのスポーツイヤー」としてスポーツ推進の好機ととらえ、取り組んでいく必要があると考えています。

3 今後の対応

本委員会でのご意見をふまえ内容を調整し、知事への答申を経て公表を行う予定です。

「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」最終案の概要

【資料1】

1 計画策定の根拠・背景

○現行計画の計画期間が平成30（2018）年度までとなっていることから、平成31（2019）年度以降の本県のスポーツ推進に関する計画を策定する必要があります。

○三重とこわか国体・三重とこわか大会をはじめとする大規模スポーツ大会の開催を好機と捉え、「三重県スポーツ推進条例」に掲げた「県民力を結集した元気なみえ」の実現に向けて、引き続き取組を進めていく必要があります。

2 計画のめざす姿

「三重県スポーツ推進条例」のめざす姿である、「県民力を結集した元気なみえ」を実現するための計画とします。

3 計画期間

平成31（2019）年度から平成34（2022）年度までの4年間とします。

4 全体構成

○第1章 計画の策定にあたって

計画の策定趣旨、計画期間、特徴などについて記載

○第2章 推進施策の取組

7つの施策ごとに、「基本的な取組方向」と「取組内容」について記載

○第3章 計画の実現に向けて

計画の進行管理やスポーツ関係団体との連携について記載

5 計画の特徴

○三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功

三重とこわか国体・三重とこわか大会の成功に向けて、県民の皆さんがあなたと一緒に「する」「みる」「支える」といったさまざまな形で関わっていただけます。市町や競技団体等と緊密に連携し、「オール三重」で開催準備と大会運営に万全を期していきます。さらに、三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯の獲得をめざし、国体後も競技力を維持できるようにします。

○障がい者スポーツの裾野の拡大

県では、ボッチャ国際大会の開催(H30.3)や英国パラスイミングチームの合宿(H30.9)、日本パラ水泳選手権大会(H30.12)の誘致を行うなど、障がい者スポーツを「する」「みる」「支える」ことへの関心や理解を高める取組を進めています。

これらの取組に引き続き、三重とこわか大会を開催することで、障がいのある人がスポーツに取り組む機会の充実と参加意欲の向上を図ります。

また、障がいのある人がスポーツを通じて、自己の能力を最大限発揮し、自己実現をめざすことができる共生社会の実現に取り組みます。

○大規模大会のレガシー（遺産）を継承

全国高等学校総合体育大会、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらには東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する取組（事前キャンプ地誘致、聖火リレー等）に「オール三重」で取り組むことで得られる有形・無形のレガシーを広く継承し、スポーツを通じた人づくり、地域づくりにつなげていきます。

「第2次三重県スポーツ推進計画(仮称)」最終案の概要

【資料2】

策定
趣旨

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催を見据え、平成31(2019)年度以降のスポーツに関する取組を明確化

策定
方針

①「スポーツ推進計画」の残された課題への対応

②スポーツを取り巻く環境の変化に対応

③大規模大会のレガシー(遺産)を継承

計画
期間

平成31(2019)年度から平成34(2022)年度の4年間

計画の特徴

①三重とこわか国体・
三重とこわか大会の成功
○「オール三重」で取り組む
開催準備・大会運営
○三重とこわか国体での
天皇杯・皇后杯の獲得

②障がい者スポーツの
裾野の拡大
○障がいのある人がスポーツ
に取り組む機会の充実と
参加意欲の向上

③大規模大会の
レガシー(遺産)を継承
○三重とこわか国体・
三重とこわか大会等の
開催による有形・無形の
レガシー(遺産)を継承

施策別取組概要

※太字下線
特徴となる施策

1 子どものスポーツ活動の充実

○家庭や地域と連携した子どもの運動機会の拡充
○体育授業の充実 ○運動部活動の適正化と充実

2 地域におけるスポーツ活動の推進

○運動・スポーツに触れる機会の拡充
○総合型地域スポーツクラブの育成
○高齢者・女性・ビジネスパーソン
世代のスポーツ参加の促進
○スポーツを通じた健康づくり

3 競技力の向上

○ジュニア選手及び少年選手の育成・強化
○成年選手の育成・強化
○女性アスリートのサポート
○指導者の養成・確保
○競技力向上のための環境整備
○競技スポーツを支える仕組みづくり
○スポーツ・インテグリティの保護・強化
(コンプライアンスの遵守・ガバナンスの強化)

4 障がい者によるスポーツ活動の推進

○三重とこわか大会の開催準備と
障がい者スポーツ選手等の育成
○障がい者スポーツの裾野の拡大
(障がい者スポーツをする」「みる」「支える」取組)

5 スポーツを通じた地域の活性化

○三重とこわか国体・三重とこわか大会等の開催や、
スポーツツーリズムの取組を通じた地域の活性化
○地域にねぎしたクラブチームの育成・支援
○東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地誘致
○スポーツを「みる」機会の創出、「支える」人材の養成

6 施設の整備等

○スポーツ施設の整備
○県営スポーツ施設の管理運営

7 大規模大会の開催を契機とした

スポーツ活動の推進
○全国中学校体育大会の開催準備
○三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催
○大規模大会のレガシー継承
(有形のレガシー、無形のレガシー)

計画の実現に向けて

○計画の進行管理

○スポーツ関係団体との連携

○スポーツ顕彰の実施

計画のめざす姿

「三重県スポーツ推進条例」のめざす「県民力を結集した元気なみえ」の実現

6 南部地域活性化の取組について

1 熊野古道世界遺産登録 15 周年の取組

(1) 実行委員会の設立

平成 30 年 12 月 20 日、県と熊野古道伊勢路沿線の 10 市町（伊勢市、尾鷲市、熊野市、多気町、大台町、玉城町、大紀町、紀北町、御浜町、紀宝町）で実行委員会を設立するとともに、第 1 回実行委員会を開催し、以下の事項が決定されました。

今後は 3 月下旬に第 2 回実行委員会を開催し、事業計画を確定するとともに、開催期間中のイベントカレンダーを作成するなど、開催本番に向け P R を強化していきます。また、関係団体等に実行委員会への参加を促すとともに、他の市町にも協力を求めるなど、15 周年の取組を県内全域に拡げていきます。

【実行委員会での決定事項】

- ① 開催期間：平成 31 年 4 月～12 月
- ② 開催地域：熊野古道伊勢路及び沿線地域等
- ③ テーマ：幸せを結ぶ路～熊野古道伊勢路～
- ④ 主な事業：記念イベント（7 月、12 月）、熊野古道ウィーク（10 月～11 月）

(2) 地域の動き

市町においては、15 周年に向け積極的な P R や集客を行うための予算を計上するとともに、地域においても、熊野古道ウォーク、熊野古道にちなんだ郷土劇等、15 周年を記念した自主的な取組が多数始まっています。

【15 周年を記念した取組（現時点で把握しているもの）】

- ・メダカの学校（池）の整備活動（2 月～、紀北町）
- ・まんぼう春まつり（3 月 24 日、紀北町）
- ・創作郷土劇 清順上人（3 月 24 日、熊野市）
- ・1 日限りのレストラン（4 月 3 日、紀北町）
- ・熊野古道（猿木坂等）ウォーク（4 月 14 日、大台町）

〈15 周年ロゴマーク〉



(3) プレイイベント

① にっぽん丸尾鷲寄港

日時：平成 31 年 3 月 8 日（金）

内容：馬越峠ウォーク等オプショナルツアー参加者への P R とおもてなし

② 松本峠における保全体験バスツアー

日時：平成 31 年 3 月 9 日（土）

内容：北勢地域や中勢地域の子ども、若者を対象とした熊野古道のおもてなし保全体験ツアー

熊野古道伊勢路
Kumanokodo Iseji

2 紀南中核的交流施設の事業継続

紀南中核的交流施設は、今年度でオープン 10 年目となることから、平成 30 年 6 月に、これまでの事業の成果や今後の方向性を盛り込んだ評価書を作成しました。

その後、評価書に基づき、運営事業者（株式会社エムアンドエムサービス）と今後の運営について協議を行い、平成 31 年 4 月以降についても、土地の貸付に係る契約を更新し、継続していくこととなりました。

継続に当たっては、県、地元市町、運営事業者等で構成する「紀南中核的交流施設事業推進会議」を引き続き開催し、情報共有や成果の検証を行うとともに、意見交換を実施し、地域の思いを事業運営に反映させていきます。

※ 土地の貸付にかかる契約更新

- ① 面 積：87,727.53 m²
- ② 期 間：2019 年 4 月 1 日～2029 年 3 月 31 日（10 年間）
- ③ その他：無償貸付（10 年間の事業継続を前提）

【参考：紀南中核的交流施設の概要】

- (1) 所在地：熊野市久生屋町 1430 番地
- (2) 施設機能：宿泊、飲食、体験、地域産品の販売等
- (3) 県、地元市町からの財政的支援
 - ① 施設整備などの初期投資経費に対する補助 県、市町計 約 34.8 億円
※ 負担割合 県：10 分の 9、地元 3 市町：10 分の 1（平成 30 年度で終了）
 - ② 事業用地の無償貸付（平成 21 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
※ 支援の条件：民間のノウハウを活用した 10 年間の事業運営

3 関係人口「度会県」の取組

(1) 県民登録の状況

県民登録者数は、2 月で 1,000 人を超えるました。前回（9 月 20 日時点）報告に比べると関西地方の占める割合が 9 % から 16.7 % と増加しました。

（2 月 25 日現在）

登録者数	県 内	関東地方	中部地方	関西地方	その他
1,019 名	483 名	221 名	85 名	170 名	60 名
100%	47.4%	21.7%	8.3%	16.7%	5.9%

(2) プロジェクトの実施状況

県民参加型プロジェクトを 5 件、県民の集いを 2 回実施し、延べ 85 人が参加しました。3 月には県内において第 3 回県民の集いを下記のとおり開催します。

日時：平成 31 年 3 月 16 日（土）13:30～16:45

場所：伊勢市二見町茶屋 566-2 「賓日館」翁の間

内容：「度会県」の成り立ちや歴史等を学ぶ講座と座談会

7 審議会等の審議状況について（報告） (平成30年11月21日～平成31年2月13日)

1 審議会等の名称	本人確認情報の保護に関する審議会
2 開催年月日	平成30年11月21日
3 委員	会長 高橋秀治 委員 藤本真理、内野広大、川本一子
4 資問事項	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び利用状況について・住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用及び提供することができる事務の追加について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none">・住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び利用状況について報告した。・住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認情報を利用及び提供することができる事務の追加について適當と認めるとの答申が決定された。
6 備考	